

身体拘束最小化への取り組みについて

当院は、患者様の尊厳と主体性を尊重し、やさしい医療・福祉を提供するためにも「身体的拘束を原則として行わない」方針を掲げております。

基本方針

身体拘束は、患者様の生活の自由を制限することであり、患者様の尊厳ある生活を阻むものである。当院では、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

具体的な取り組み

- ・ 専門チームによる活動：医師、看護師の専門チームが、拘束が必要とされる状況を分析し、代替え案（センサーの活用、環境の改善、見守りの強化等）を協議し活動します。
- ・ 教育・研修の徹底：全職員に対し、虐待防止及び身体的拘束最小化のための研修を定期的に年2回実施し、質の向上を図っています。
- ・ 適正な手続き：患者様の生命に危険が及ぶなど、やむを得ず一時的な制限が必要な場合は、ご家族への十分な説明を行い、同意を得たうえで、最小限の期間・方法で実施いたします。前原総合医療病院 院長